

令和6年第2回

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和6年8月21日 開会

同 日 閉会

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

神戸市 センタープラザ6階 特大会議室

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
議事日程	3
会議に付した事件	3
開会宣言（午後2時00分）	4
広域連合長挨拶	4
諸報告	6
議事日程	
第1 会議録署名議員の指名	6
第2 会期の決定	6
第3 議案第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6
第4 認定第1号 令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件	7
第5 認定第2号 令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	7
第6 議案第6号 令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	15
第7 議案第7号 令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	15
第8 陳情第1号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情	16
第9 陳情第2号 後期高齢者医療広域連合に、高齢者の生活実態や意見を反映させるため一般公募を求める陳情	19
第10 同意第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	20
広域連合長の閉会挨拶	21
閉会宣言（午後2時45分）	22
会議録署名	23

令和6年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年8月21日（水曜日） 午後2時開議

出席議員（36名）

1番 小原 一徳	2番 岡本 裕
3番 吹野 順次	4番 永野 潔
5番 岩崎 敏雄	6番 浜辺 学
7番 御手洗 裕己	8番 坂本 孝二
10番 土生田 哉	12番 山本 実
13番 溝田 康人	14番 藤原 良規
15番 富川 晃太郎	16番 大眉 均
17番 西村 裕	18番 松木 茂弘
19番 藤井 大	21番 井上 利八
22番 堀井 宏之	23番 西田 雄一
25番 熊田 司	26番 藤岡 勇
27番 富永 奈緒美	28番 富田 健次
29番 藤尾 潔	30番 奥田 貢
31番 藤原 正和	32番 藤田 浩之
33番 平野 祐次	34番 前田 義人
35番 津田 義和	37番 榮藤 雅雄
38番 山本 高士	39番 江見 秀樹
40番 穴田 康成	41番 西村 銀三

欠席議員（5名）

9番 越智 俊之	11番 岡田 康裕
20番 西田 和明	24番 細見 正敏
36番 近藤 博之	

説明のため出席した者

広域連合長 酒井隆明
副広域連合長 浜上勇人
事務局長 真嶋和弘
情報システム課長 樋口正謙
資格保険料課長 高武信司
給付課長 有原伸欣
保険料係長 大井茂
資格係長 中塚春美
給付第1係長 山際正剛
給付第2係長 前田直人
総務課課長補佐 永瀬文雄

職務のため出席した者

書 記 藤本豊記
同 辻久和

議事日程

(諸報告)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 認定第 1 号 令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 認定第 2 号 令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第 6 号 令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 請願第 7 号 令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情
- 第 9 陳情第 2 号 後期高齢者医療広域連合に、高齢者の生活実態や意見を反映させるため一般公募を求める陳情
- 第 10 同意第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（大眉 均） ただいまから、令和6年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、9番、相生市・越智議員、11番、加古川市・岡田議員、20番、三田市・西田議員、24番、丹波市・細見議員、36番、福崎町・近藤議員から欠席する旨の届けが出席されています。

開会に先立ち、酒井広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、それぞれお忙しい中、またこの暑い中、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、前の門淡路市長に代わりまして、本年の5月31日付けで、新しく広域連合長に就任させていただきました、丹波篠山市長の酒井と申します。何卒よろしくお願いを申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、制度発足から早17年目を迎え、当初、56万人であった被保険者数が、現在では約89万人となっており、これからもまだ増加傾向が続くと見込まれています。

令和6年、7年度の保険料率算定においては、1人当たりの医療給付費の増加や、出産育児支援金の導入、後期高齢者負担率の引上げなどによって、保険料の大幅な上昇が見込まれる中、給付費準備基金を全額活用されて、保険料率の増加抑制を図っていただきました。

しかしながら、令和8年度からは、後期高齢者医療制度にも負担を求める「子ども・子育て支援金制度」の導入が予定されていますし、また、本年12月2日以降は、

マイナンバーカードと健康保険証の一体化によって、被保険者証が廃止になるなど、大きな制度改正が予定をされています。このような中、被保険者が安心して医療を受けられるように、今後とも取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様には何卒よろしくお願いを申し上げます。

なお、私ごとなんですけれども、ちょうどひと月前に手術を受けまして、改めて、この医療のありがたさ、健康のありがたさを感じるとともに、多くの方が病気を克服するために入院、通院されている姿を見て、この医療制度の大切さを改めて感じるところです。

本日は、条例の改正、令和5年度決算認定、令和6年度補正予算、副広域連合長の選任といった重要な案件を御審議いただくこととなります。何卒よろしく御審議をいただきまして、結論いただきますように、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（大眉 均） 次に、前回の令和6年第1回議会定例会において、副議長に就任されました津田副議長より、就任の御挨拶があります。

(津田副議長 登壇)

○副議長（津田 義和） 皆さん、こんにちは。前回の令和6年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして、皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会の副議長に就任いたしました、市川町長の津田でございます。よろしくお願い申し上げます。

この場をお借りしまして、一言御挨拶申し上げます。

私は、大眉議長を補佐しながら、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、今日お集まりの皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

(津田副議長 降壇)

○議長（大眉 均） これより本日の会議を開きます。

（開 議）

○議長（大眉 均） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、議会閉会中におきまして、4番、明石市・佐野議員より、広域連合議員を辞職したい旨の願い出が提出されましたので、議長においてこれを許可いたしました。

最後に、欠員となっておりました議会運営委員会委員に、「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第3条ただし書の規定に基づき、議長において、18番、川西市・松木議員及び31番、多可町・藤原議員を指名いたしましたから、御報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、12番、たつの市・山本議員及び31番、多可町・藤原議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真嶼事務局長。

(真嶼事務局長 登壇)

○事務局長(真嶼 和弘) ただいま上程されました議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

本件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項及び第5項の被保険者証の返還義務規定が削除されることから、当該規定違反に係る罰則の規定を削除しようとするものでございます。

加えて、判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判断できない急患等の被保険者について、預貯金等の引き出しができず、保険料の納付が一時的に困難になるなどの場合の徴収猶予期間を最長1年とすることを、新たに定めようとするものでございます。

以上、議案第5号について、御説明申し上げました。何卒御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(真嶼事務局長 降壇)

○議長(大眉 均) 本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、認定第1号「令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第5、認定第2号「令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長(真嶋 和弘) ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

認定第1号「令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」について、御説明申し上げます。

本件、一般会計歳入歳出決算と、後ほど御説明申し上げます認定第2号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調整し、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり、監査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

提出議案の4ページをお開きください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額23億8,196万3,000円に対しまして、収入済額は24億2,579万6,875円でございます。

提出議案の5ページを御覧ください。

一般会計の歳出でございますが、支出済額の合計は、19億2,244万7,546円で、歳入歳出差引残額は、5億334万9,329円でございます。これを翌年度に繰り越しいたします。

これは主に、第2款第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和5年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから4ページまでに記載しております。

提出議案の6ページをお開きください。

認定第2号「令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、御説明申し上げます。

提出議案の7ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございますが、歳入予算現額8,705億5,659万5,000円に対しまして、収入済額は8,695億3,739万242円でございます。

提出議案の8ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございますが、支出済額の合計は、8,489億963万4,275円でございます。

主な支出内容といたしまして、第1款保険給付費の予算現額8,482億9,590万7,000円に対し、支出済額8,276億2,670万2,939円でございます。

ここで、不用額が206億6,920万4,061円でございますが、これは1人当たり給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は、206億2,775万5,967円ございまして、これを翌年度に繰り越しいたします。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和5年度歳入歳出決算に関する附属書類の5ページから12ページまでに記載しております。

先の決算審査におきまして、監査委員より、第3期データヘルス計画に基づき、健康診査受診率の向上に取り組まれないこと、被保険者証廃止などの制度改正については、県内41市町と連携・協力し、円滑な対応に努めるとともに、41市町と一体となって被保険者への周知広報を積極的に行われたいことの見解が出されており、本日御参集の議員各位をはじめ、関係市町の皆様へ、今後一層の連携・協力をお願い申し上げます、認定第1号及び認定第2号の説明を終わります。

何卒よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） これより質疑に入ります。

認定第2号に対する質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

29番、加東市・藤尾議員。

○議員（藤尾 潔） 4点質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですが、附属書類の18ページに、負担金の金額と決算額が一致しないという記述がありましたけれども、決算書と見比べた場合、金額の違いが大きいので、どのような理由でこうなっているのか説明していただきたく思います。

2点目です。市町ごとの徴収率を、最小値、最大値を、現年度分、過年度分ごとにお知らせいただきたいと思います。

3点目、短期証と資格証明書の発行の決定は誰が行っているのでしょうか。市町が行っているのか、広域連合で行っているのか、また、統一したルールで運用されているのかお尋ねいたします。

4点目です。保険料の算出に徴収率の数字を用いているのでしょうか。用いているのであれば、善良な納税者が、滞納者が支払うべき保険料を支払っていることにならないでしょうか。

すみません、4点と申し上げましたが、5点目です。マイナ保険証への移行ということがありますがけれども、その場合、短期証や資格証明書はどのように運用されるのでしょうか。

以上5点、よろしく願いいたします。

○議長（大眉 均） 真嶋事務局長。

○事務局長（真嶋 和弘） それでは、私のほうから質疑に回答させていただきます。

まず、1点目の歳入歳出決算に関する附属書類・主要施策報告書18ページと、決算書のほうの負担金が一致しない旨記されているが、どうかということですが、これにつきましては、まず18ページ、保険料の収納額という部分につきましては、記載のとおり、現年分が約740億円、それから滞納繰越分が約2億円ということ

でございます。それを合計しますと、約742億円ということになってございます。

一方、5ページの歳入歳出決算事項別明細書の中の御指摘の部分、第1款第1項第1目、保険料等負担金の収入済額は約902億円ということになってございます。この差ということですが、先ほど申し上げた18ページの保険料収納額との差につきましては、約160億円ということになります。この差につきましては、5ページの保険料等負担金につきましては、右の備考欄にあります。市町で被保険者から収納した保険料を広域連合に納付する保険料負担金、これが18ページの保険料とほぼ同様の意味合いでございますが、それともう一つ、低所得者に対する保険料軽減分を、県及び市町が負担する保険基盤安定負担金が含まれておりまして、この保険基盤安定負担金が約161億8,000万円計上されております。この計上されていることが違いの主な理由となっております。

それから、徴収率の関係でございますが、最小値、最大値ということでございます。市町ごとの収納率の最小値、最大値、まず現年分でございます。令和5年度の現年分収納率の最大値は100%、それから最小値は99.28%でございます。

それから、滞納繰越分につきましては、収納率の最大値は98%、最小値は0%でございます。ただ、この0%の内容は、対象者が1名、金額が4万4,000円ということでございます。実は、この4万4,000円につきましては、現時点では収納済みで、滞納は既に解消していると、そういった状況でございます。

3点目でございますが、短期証、資格証明書の発行の決定、誰が行うのか、統一したルールがあるのかということでございます。

まず、短期証、短期被保険者証の発行につきましては、これは高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第2項に、広域連合が発行できるということが規定されております。当広域連合におきましては、前年度に3期以上の滞納があるとき、または、前々年度以前に滞納があるときと、統一した基準を定めて運用をしてございます。その上で、一部で市町が認める滞納者の納付計画の履行状況を勘案して、短期証

の対象期間を延長するなどの対応を柔軟にしているところでございます。

次に、資格証明書でございますけれども、これにつきましては、平成21年の厚生労働省保険局長の通知によりまして、高齢者が必要な医療、これを受ける機会が損なわれることがないようにということで、原則として資格証明書は交付しないということの基本方針としていることから、当広域連合におきましては、制度発足時より資格証明書の発行実績はございません。

それから、4点目でございますが、保険料の算出に徴収率の数字を用いているのか、用いているなら、善良な納税者が、滞納者が支払うべき保険料を支払っているのではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、保険料の保険料率の算定におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に基づきまして、まず、保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、賦課総額を算定して、これを料率算定の基礎数値としてございます。

また、その予定収納率につきましては、同法施行規則におきまして、過去の収納率の実績等を勘案して見込むこととされておりまして、当広域連合では過去3年間、平均値を設定して算出してございます。したがって、保険料収納必要額と予定収納率をもって、賦課総額というものを決定しますので、予定収納率が低くなると、この賦課総額が増加し、保険料率も増加すると、こういったこととなります。

なお、今回決算認定をお願いしている前回令和4年度、5年度料率算定時の予定収納率は99.52%でありました。これに対しまして、令和4年度及び5年度の収納率の実績につきましては、令和4年度が99.55%、令和5年度が99.62%ということで、実際の決算での収納率につきましては、各市町の御尽力によりまして、予定収納率を上回っている状況でございます。

また、現年度で滞納になっている保険料につきましては、次年度に繰越して徴収に努めているところでございます。予定収納率の向上は、各市町が収納対策において、一定の成果を上げられている結果でございまして、今後も被保険者間で不公平が生じ

ないように努めてまいりたいと考えてございます。

それから、マイナ保険証の場合の短期証、資格証明書の扱いについて、どのように運用するのかということですが、令和6年12月2日以降、この短期証の規定は廃止となる見込みでございます。また、現在の資格証明書については、発行実績がないということですが、制度上は今後、資格証明書に代わるものとして、マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせ特別療養費用、それからマイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書特別療養費用を交付するという予定となっております。

なお、交付する際は、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行い、詳細な状況を把握することにより、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、厳格な運用の徹底を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大眉 均） 29番、加東市・藤尾議員。

○議員（藤尾 潔） 今回の御説明で、もともと大方が年金からの特別徴収であるということもありますので、収納率も高いということもありますし、お伺いしましたところ、不公平なく運用されているということが分かったのですが、最後、マイナンバーになった場合に、私も、例えばチップの管理までできないだろうなと思っておりましたので、どのように運用するかと思っておりましたら、短期証が廃止ということになりました。そういうことになりますと、今お知らせがあったように、例えば前年度に3期又は前々年度に滞納があるというような方が、要はもう払わないまま、普通に医療を受けられるっていう状態になってしまいます。もちろんいろんな御事情があるとは思いますが、まず納付をお願いしなければいけませんし、こういうことになりますと払わなくていいのだ、みたいな風潮になってしまうことを非常に懸念します。この短期証の廃止ということは、例えばそういうものに対抗する措置がないというか、要は今までは当然短期証というような、そういう方に対しては期間を短くして、

例えば市町のほうへ出向いていただいて、納付相談なんかをしていただきたいという目的もあって発行していたと思うのですが、そういう人に対しては短期証をなくしてしまって本当に大丈夫なのかという懸念はあるのですが、そのようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大眉 均） 真嶼事務局長。

○事務局長（真嶼 和弘） 短期証の廃止に伴って、滞納整理、納付の在り方という御質問でございますが、これまで有効期間の短い短期証を交付して、その有効期間ごとに納付窓口、市町の窓口で納付折衝を行ってきておりました。確かに、この短期証廃止後はその機会がなくなるということでございますので、滞納者に対しましては、いわゆる督促状の発送に加えまして、納付を促す通知文の送付でありますとか、あるいは電話での催告を強化、それから適正な滞納処分、こういったことが必要であると考えております。引き続き、広域連合といたしましては、各市町に対して、収納対策研修会の実施、あるいは、各市町へ直接訪問して、収納対策アドバイザーという方を委嘱してございますから、助言をいただくなど、さらに収納対策を充実するように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大眉 均） 質疑は終わりました。

本件について、他の発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第7、議案第7号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真嶋事務局長。

（真嶋事務局長 登壇）

○事務局長（真嶋 和弘） ただいま上程されました議案第6号及び議案第7号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第6号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ、1億6,196万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、26億3,971万4,000円とするものでございます。

これは、令和5年度決算歳入歳出差引残額を繰越し、市町からの負担金の減額、特別調整交付金の繰入れとともに、マイナンバーと健康保険証の一体化の推進に伴う、コールセンターの増員及び周知広報物の作成等に要する経費に対する国庫補助金の受入れに係る補正を行うものでございます。

なお、歳入歳出事項別明細書につきましては、令和6年度補正予算に関する説明書の1ページから4ページまでに記載しております。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第7号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

本補正予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ、206億1,337万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、8,979億4,585万9,000円とするものでございます。

これは主に、令和5年度決算歳入歳出差引残額に、市町からの追加納付額等を加えた206億円余から、121億円余を、市町、国、県負担金精算のための償還金等に充て、残りの84億円余を、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和6年度補正予算に関する説明書の5ページから8ページに記載しております。

以上、議案第6号及び議案第7号について、一括して御説明申し上げました。何卒よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長(大眉 均) 本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、「陳情第1号」を議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長（真嶋 和弘） 陳情第1号、陳情事項「後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため、保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情」について、御説明申し上げます。

まず、陳情事項1点目、拡大した窓口負担2割対象者の状況を踏まえ、窓口負担の軽減を国に求めることにつきまして、政府が令和元年9月に設置した、全世代型社会保障検討会議において、少子高齢化が進み、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するためには、後期高齢者であっても負担能力のある方に可能な範囲で御負担いただくことが必要とされました。

これを受け、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布され、後期高齢者の一定所得以上の方について、窓口負担割合を2割とすることが、令和4年10月1日から施行されたものと認識しております。

なお、2割負担への変更に伴い、影響が大きい外来の受診につきまして、施行後3年間は急激な負担増を抑制するため、1か月分の自己負担の増加額を3,000円までに抑えるよう配慮措置が講じられております。

次に、陳情事項2点目、後期高齢者医療への出産育児一時金はじめ、「子育て支援制度」の負担中止を国に求め、保険料を引き下げることにつきまして、保険料率改定に当たって、その保険料率は被保険者数、医療給付費の動向、後期高齢者負担率、被保険者の所得状況などのいろいろな要素によって決まっております。制度施行以降、医療給付費は上昇傾向にあり、さらなる高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、今後も医療給付費は伸びる見込みでございます。加えて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、令和6年度から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る

費用の一部を支援する仕組みが導入されることになりました。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が、令和6年6月12日に公布され、児童手当等の子ども・子育て支援の費用の一部に充てるため、後期高齢者医療制度を含む医療保険者は、保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収し、国に納付することになりました。このことから、当広域連合においても、次期令和8年度、9年度保険料算定時には、当該支援金負担分を組み込むこととなります。国に対しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、同支援金制度について、被保険者の理解を得られるよう、国が責任を持って周知・広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないように運営することなどを要望しております。

最後に、陳情事項3点目、マイナンバーカードとは別に、現行の健康保険証の発行を継続することにつきまして、令和5年6月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年12月27日に公布された同法律の一部の施行期日を定める政令により、現行の被保険者証は、令和6年12月2日以降発行されなくなります。同日以降、75歳の年齢到達者等でマイナ保険証をお持ちでない方については、申請によらず、資格確認書を交付することなどにより、被保険者の資格確認ができることとなります。

また、現在お持ちの被保険者証については、基本的に令和7年7月31日まで御使用になれます。

なお、被保険者証の有効期限が切れる令和7年8月以降、マイナ保険証をお持ちの被保険者の方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付することとなります。これにより、被保険者全員がマイナ保険証又は資格確認書を所持することとなり、全ての被保険者の皆様がこれまでどおり必要な保険診療等を受けていただくことができるようになるものと考えてございます。

以上、陳情第1号について、御説明申し上げます。

(真嶼事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） 執行機関の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（大眉 均） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第9、「陳情第2号」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

真嶋事務局長。

（真嶋事務局長 登壇）

○事務局長（真嶋 和弘） 陳情第2号、陳情事項「後期高齢者医療広域連合に、高齢者の生活実態や意見を反映させるための一般公募を求める陳情」について、御説明申し上げます。

陳情事項は、兵庫県後期高齢者医療広域連合に、高齢者の生活実態、制度への意見を反映させるため、一般公募を設け、議会に招集してほしいとするものであり、その趣旨は、当広域連合議会において議論を進める上で、当事者である被保険者の意見を直接傾聴することの重要性を考慮し、一般公募により意見陳述等を行う機会を設けてほしいとするものでございます。

当広域連合議会会議規則第78条では、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により、本会議の議題としており、これは現状においても、当広域連合議会が当事者からの意見について直接触れる機会となっていると認識しております。

また、当広域連合議会議員は、広域連合規約第7条第2項により、住民に、より身近な各市町の議会において、選挙により選出されております。加えて、当広域連合においては、医療制度懇話会を開催し、被保険者代表の方々にも御参画いただき、保険

料率の改定などの重要案件をはじめ、兵庫県における後期高齢者医療制度全般に対していただいた御意見も反映させながら、制度の安定運営に努めているところでございます。

以上、陳情第2号について、御説明申し上げました。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） 事務局の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第2号を採択することに、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（大眉 均） 起立少数であります。

よって、陳情第2号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第10、同意第3号、「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長（酒井 隆明） それでは、ただいま上程をいただきました同意第3号「副広域連合長選任の件」について、提案理由の説明を申し上げます。

提出議案13ページを御覧ください。

本件は、上崎勝規副広域連合長が、本日付けをもって退任をされますので、副広域連合長として、新たに、岩根正加東市長を選任いたしたく、「広域連合規約」第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

何卒よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（大眉 均） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始、熱心に御審議賜り、また、議事進行に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、御挨拶があります。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年度の決算認定など、重要な案件ばかりでありましたが、いずれも慎重に御審議をいただきまして、御同意を賜りまして、大変ありがとうございました。

初めに申し上げましたように、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めるために取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様のお活躍、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

暑い毎日が続きますが、議員の皆様には、それぞれ市町のリーダーとして、ますます御活躍をいただき、よいまちづくりに精励活躍をいただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御礼の挨拶をさせていただきます。

本日はありがとうございました。

（酒井広域連合長 降壇）

○議長（大眉 均） 御挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和6年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉
会いたします。どうもありがとうございました。

（午後2時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

議 長 大 眉 均

署名議員 山 本 実

署名議員 藤 原 正 和